

第 36 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会 議事録

日 時 令和 2 年 1 月 30 日 (木) 午後 1 時半から午後 4 時 00 分まで
場 所 二宮町町民センター 3A クラブ室
出席者 委員 23 名中、出席 22 名 (うち代理者 3 名)
各市町職員 平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
事業者 6 事業者

- ・ 特定非営利活動法人 野の花ネットワーク (秦野市)
- ・ 特定非営利活動法人 オンリーワン (秦野市)
- ・ 特定非営利活動法人 外出サービス ワーカーズ・コレクティブ
ハミング (伊勢原市)
- ・ 社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち (伊勢原市)
- ・ 特定非営利活動法人 たすけあいワーカーズ大空 (二宮町)
- ・ 一般社団法人 桜花 (平塚市)

公開の可否 公開

傍聴者数 1 名

審議の経過

1 開会

- (1) 事務局挨拶
- (2) 配布資料の確認
- (3) 傍聴者確認

2 会議成立の報告

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱 (以下「要綱」という。)の規定に基づき報告

- (1) 要綱第 8 条第 1 項に基づき、委員の過半数により成立
- (2) 要綱第 8 条第 4 項に基づき、代理出席を認める
- (3) 委員総数 23 名、過半数 12 名、出席委員 22 名 (代理出席を含む)

3 議事

(事務局)

それでは、ここからの進行につきましては、要綱第 6 条第 3 項により、野谷会長に議長をお願いいたします。

(議長)

議題 1 「道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について」協議いたします。今回は、5 つの団体から申請がなされております。まず、秦野市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」からの申請になります。

特定非営利活動法人 野の花ネットワークを入室させてください。

【特定非営利活動法人 野の花ネットワーク 入室】

(議長)

それでは秦野市に事業所を置く、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」の更新申請について説明をお願いします。

【秦野市より概要説明】

(議長)

ただいま「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」の申請内容について説明がありました。これより、ご質問を受けたいと思います。ご質問ありませんか。

(委員)

更新は3年置きでしたよね。基本的に更新時にしか事故があったかどうかの報告はないのでしょうか。

(秦野市)

実績報告につきましては、毎年第1回の運営協議会で、一年間の報告として事故の有無も含めて行っています。

(委員)

わかりました。できれば更新の度に情報を掲載していただければ分かりやすいのではないかと思います。

(議長)

他にはございませんか。

(委員)

旅客の名簿ですが、旅客名簿の「ニ」の備考欄の「B2」「A2」「A1」とあるのはどういう意味でしょうか。

(事業者)

知的障害の方がお持ちの療育手帳にある知的障害の重さを表す区分です。その重度によって鉄道に乗れる乗れないなどがあるので記載しています。

(委員)

ありがとうございます。その記載に基づいて、福祉有償運送でないと移動が難しいと判断をしているということですね。

(事業者)

はい。一人での外出が難しい方ですとか公共交通を利用しての移動が難しいという方のお手伝いをさせていただいています。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員)

運転手の年齢ですが、75歳以下というのは間違いないですか。今私どもも警察からよく指摘をされる内容ですが、福祉有償運送の運転手も75歳以下でないと登録できないと決められているのですか。

(事業者)

はい、きちんと年齢の確認をとっております。年齢制限については、私どもの方で75歳以下と決めております。

(委員)

わかりました。

(議長)

他にご質問はございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」の方にはご退席をお願いいたしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 野の花ネットワーク 退室】

(議長)

それでは「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

よろしいでしょうか。それでは、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りします。本案件については、運営協議会として協議が調ったとして、これを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いし

ます。(挙手、多数)

(議長)

挙手多数により、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」から提出された道路運送法 79 条の 6 に基づく更新申請について、これを承認するという事に決しました。それでは、「特定非営利活動法人 野の花ネットワーク」の方を入室させてください。

【特定非営利活動法人 野の花ネットワーク 入室】

(議長)

審議の結果、承認されましたので、引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

【特定非営利活動法人 野の花ネットワーク 退室】

(事務局)

ここから、傍聴者がおりますので、入室させてよろしいでしょうか。

【傍聴者 入室】

(事務局)

傍聴者の方にお知らせいたします。

傍聴席の会議資料は「会議次第」以外はお持ち帰りできません。

会議終了後は元の位置にお戻しください。

会議中は、写真・ビデオ等の撮影や録音はできません。

また、会議の妨害等、迷惑を及ぼすような行為をした場合には、退席していただくことがあります。静粛に傍聴するようお願いいたします。

それでは会長、引き続きお願いいたします。

(議長)

次に、同じく秦野市に事業所を置く「特定非営利活動法人 オンリーワン」です。事業者の方を入室させてください。

【特定非営利活動法人 オンリーワン 入室】

(議長)

秦野市に事業所を置く「特定非営利活動法人 オンリーワン」の更新申請について、説明をお願いいたします。

【秦野市より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 オンリーワン」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

資料4の運送の対価の説明の部分に、「初乗り2kmまで100円、以後1kmごとに50円加算など」とありますが、これ以外の加算というのはあるのですか。

(事業者)

他に加算はないです。

(委員)

ないのであれば「など」の表記は削除した方がよいのではないのでしょうか。

(秦野市)

事業者と調整したいと思います。

(議長)

他に質問はありますか。

(委員)

資料3の6ページの旅客の名簿についてですが、番号5番の方の運送を必要とする理由は「ニ」とありますが、こちらは重度の知的障がい者ということですか。

(事業者)

はい、そうです。

(委員)

2点質問があります。1点目は、これは各団体へお願いをしていることですが、「ニ」の方については「その他」にあたり、運送を必要とする理由が人により異なりますので、備考欄にどのような理由か、分かるように記載していただきたいです。知的障がい者重度の方であればその旨を記入していただければと思います。2点目は、3ページの運行管理の責任者についてですが、(ウ)の副運行管理責任者というのは代理という位置づけで良いのでしょうか。

(事業者)

備考欄の記入については承知しました。副運行管理責任者は運行管理責任者が不在の時に対応してもらおう形になります。

(委員)

副運行管理責任者という役割については承認という形でよろしいでしょうか。

(委員)

良いと思う。

(議長)

他にご質問はございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 オンリーワン」の方にはご退席をお願いいたしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 オンリーワン 退室】

(議長)

それでは「特定非営利活動法人 オンリーワン」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

副運行管理者責任者について、よりわかりやすく「代行者」という記載で良いのではないかと。

(委員)

運行管理者が運行中に何らかの理由で管理できなくなった場合など、万が一の時のために明確に担当者を置くことは、これはこれで良いのではないかと。

(議長)

他にご意見ございませんか。

(委員)

資料10ページ、乗車地点は利用会員宅・病院と限定しているが、前回この基準でやっていて、今後もこの方向でやっていくという認識で良いでしょうか。

(秦野市)

既定の変更はないので今後もこの方向で実施していこうと考えております。

(委員)

利用者の中で、自宅から買い物等で利用することはないとの認識で良いでしょうか。他では、そのようなことを行っているところを知っています。規定に反してそのようなサービスを受けているということになるとおかしくなるが、そのようなサービスはないという認識で良いでしょうか。

(秦野市)

確認します。

(委員)

介護保険事業所で高齢者を扱っている以上、全くないということは考えにくい。今なくても今後出てきたときに病院以外は断るということになってしまう。今後、困らないよう「等」という文言を入れたらどうかの提案をさせていただきたいがどうでしょう。

(秦野市)

事業者等と調整させていただきたいと思います。

(委員)

当時、この会で限定した理由があったのではないか。その理由をむしろ聞いたかった。この場にいる皆さんがそれで差支えないということであれば問題ないと思う。オンリーワンにも意向を確認した方が良くと思います。

(秦野市)

オンリーワンの方に確認した上で調整します。

(委員)

他の部分でも修正がありますので、審議後に事業者の利用会員宅と病院以外にも行くことがあるかを確認し、行くのであれば「等」の記載を入れていただくということはどうでしょうか。

(委員)

それで良いと思う。

(議長)

他にございませんか。

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 オンリーワン」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りします。本案件については、委員からでました意見を反映していただき、もう一度検討した条件を付してこれを承認するというので、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。(挙手、多数)

(議長)

挙手多数により、「特定非営利活動法人 オンリーワン」から提出された道路運送法79条の6に基づく更新申請について、これを条件付き承認することに決しました。それでは、「特定非営利活動法人 オンリーワン」の方を入室させてください。

【特定非営利活動法人 オンリーワン 入室】

(議長)

審議の結果、意見に対して条件付きということで承認されましたので、引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。それから一つ確認です。先ほど質問がありまして、乗車地点の記載ですが、「利用会員宅・病院」とありますが、買い物等は行かれますか。

(事業者)

買い物も行きます。

(議長)

では、記載内容に「等」という文言を追加してください。

(事業者)

わかりました。

【特定非営利活動法人 オンリーワン 退室】

(議長)

次に、同じく伊勢原市に事業所を置く「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワークズ・コレクティブ ハミング」です。事業者の方を入室させてください。

【特定非営利活動法人 外出支援サービス ワークズ・コレクティブ ハミング 入室】

(議長)

伊勢原市に事業所を置く「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」の更新申請について説明お願いいたします。

【伊勢原市より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

8 ページの備考のところ、25 番ですが、「高齢」とだけ記載されているが、記載漏れではありませんか。

(事業者)

独居で歩行困難と記載しなければならなかったようです。訂正したいと思います。

(議長)

他にご質問はありますか。

(委員)

旅客の名簿の「ニ」の方について、詳細を教えてください。

(事業者)

22 番の方は自立神経失調症の診断があり、外に自力で出られない状況にあります。25 番の方は認知症が進行している方ということでその他の分類に入りました。

(委員)

どのような形で必要性の判断をしたのでしょうか。医者の診断書やチェックシートなどのようなものを確認したうえで、そのような判断をしたという理解で良いでしょうか。

(事業者)

はい。

(委員)

「ニ」の方について、申請時に症状等がわかるように名簿の備考欄に記入し

ていただきたい。

(事業者)

はい。

(委員)

その上で、この名簿の備考欄に症状等を記入していただくことについて、この会議場で委員の皆さんにご意見をお伺いしたいと思います。今後、更新等の申請の際、「運送を必要とする理由」の「ニ」の方については、備考欄に症状等を記入していただくということで統一してはいかがでしょうか。

(委員)

高齢であるという理由だけで利用して良いということになると、福祉有償運送の趣旨が曖昧になってしまうので、今後は備考の欄を記入することで、皆さんで統一しましょう。

(議長)

他に質問ありますか。

(委員)

診断名が必要との意見もあったが、地域では高度の認知症があったとしても、ご本人に自覚がないため、受診や認定審査を受けることを嫌がる方もおり、一番困るパターンです。地域で認知症の方を支えるにあたり、診断名を記載することが必須となると厳しくなると思う。皆さんと相談させてほしい。

(委員)

私見になるが、福祉有償運送は通常のタクシーよりかなり安く利用できるもので、なんでもありは違うと思う。そういう意味では最低限、診断書が必要になるのではないかと思う。誰でも良いとなると、我々働いている者のモチベーションも下がるのではないのでしょうか。

(委員)

その点ですが、診断書を出せという形でなく、専門の職員が判断し、判断した内容を備考欄に記載する形でどうでしょうか。性善説なので、虚偽の申請をするとは思っていないが、我々がわかるように虚偽りなく、その理由を記入し、確認作業をやっているということが確認できれば良いのではないのでしょうか。

(委員)

診断書というのは、必須ではなく、客観的に判断する手段の一つということです。今委員からもお話があったように、診断書でなくても、何かしらの形で

チェックできるシート等、客観的に第三者にもわかるように、旅客の状況を把握してもらう必要があると思います。福祉有償運送は診断書などの提出義務は明確にはないのですが、一応基準を設けていますので、利用者については、きちんと把握していないと「誰でも乗せてしまう」という可能性がでてきてしまうという観点からお願いしています。

(委員)

ご意見はよくわかります。今回の備考欄の「高齢」「独居」という記載方法については良くなかったと思います。もう少し分かりやすい記載にしたいと思います。ですが、先程も言いましたように認知症に関しては診断をとることがたいへん難しい。チェックシートについても介護保険の申請をしないような人もいるわけですので、ドクターの診断がなくても、事業所の管理者や地域包括支援センターの職員などがきちんと認知症と判断できた場合については、その旨を備考欄に書くということでご了承いただきたいと思いますがいかがでしょうか。明らかに認知症と分かるような方でも受診拒否している方については、受診を勧めるとその方との関係性も壊れてしまう場合があるのです。

(委員)

そういう意味では今お二人が言われていた内容で良いと思う。ハミングさんが精査し、その判断で備考に理由を記載していただければ問題ないと思う。他の事業所さんも同様に、しっかり精査し、備考欄に記入していただければ良いと思う。

(委員)

質問があります。身体障がい者という欄について、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がいの区分がありますが、この表では分かりません。今後、身体障がいに関わっている方についての障がい区分がきちんと分かるようにしてほしいと思います。今、認知症の方、高齢の方というお話があったので、身体障がい者の区分についても、聴覚障がいなのか、視覚障がいなのか、車いすなのか、細かく分かるように書いていただければと思いますがいかがでしょうか。

(事業者)

身体障がい者については身体障がい者手帳に等級は書いてありますが、その内容については記載がなく、身体障がい者の手帳を持っていらっしゃる方すべてを対象としています。ですので、備考には特に記載しておりませんがそちらも記載した方がよろしいでしょうか。

(委員)

手帳を持っている身体障がい者すべてが対象ということでしたら、備考への記載がなくてよいと思います。ありがとうございました。

(議長)

他にご質問ありませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」の方には退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

ワーカーズ・コレクティブ ハミングの方には、先程の利用者の基準についてきちんと精査してもらうことは可能なかどうかをお聞きしてはどうでしょうか。その判断が難しいという法人もいるのでしょうか。この会の後の他の時間に、ここできちんと決めて、それができないところは、どうするかという話しができればと思います。

(議長)

他にご意見はありますか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、お諮りします。

本案件については、審議の結果、旅客名簿の備考欄について資料を付すことを条件として、これを承認するという事によろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、これを条件付き承認するという事に決しました。それでは、「特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミン

グ」の方を入室させて下さい。

**【特定非営利活動法人 外出支援サービス ワーカーズ・コレクティブ ハミング
グ 入室】**

(議長)

審議の結果、旅客名簿の備考欄について詳細を記載することを条件として承認されましたので、引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

(議長)

次に同じく、伊勢原市に事業所を置く「社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち」の更新申請について、説明お願いいたします。

【伊勢原市より概要説明】

(議長)

ただいま、「社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

旅客の名簿の「ニ」その他の方についてお聞きします。内部障害の方が1人でその他が2人とありますが、その他の詳細理由を教えてください。

(事業者)

ただいまのご質問にお答えします。その他の2名は透析の方になります。

(委員)

それでしたら、身体障がい者ということになりますので、身体障がい者が2名増えるということによろしいでしょうか。

(事業者)

そうですね。修正させていただきます。

(議長)

他にご質問ございますか。

(委員)

資料4の料金表ですが、「運送料金以外の料金」の「付添料：400円」と「添

乗料：600円」とありますが、「添乗料」言うのは付添いのことですか。例えば、家族が同乗した場合のことでしょうか。それとも、事業所のサービスで職員が付き添った場合のことでしょうか。また、大型車使用等とあるが、記載が曖昧でわかりにくいので教えてください。

(事業者)

まず、「付添料」は、病院・買い物等において、お1人でご利用の場合に、職員がその間付き添った場合にいただいています。「添乗料」は、例えば車椅子の方が乗降の際に、ドライバーだけでは不安な時など、もう1名別の職員がついて見守り・介助をさせていただくのが添乗料になります。

(委員)

そうすると、例えば運転手が1人で行って、そこで車を待機させて付き添いを行う場合もあるということですか。待機料をとって付添料もとるということでしょうか。待機料と付き添い料もダブルで請求することもあるのでしょうか。明確にしたいのですがどうですか。

(事業者)

待機料と付添料を同時に頂戴するということはありません。あくまでもドライバーがその場で待機する場合で、利用者が用事を済ましている間お待ちしているのが待機料になります。付添料というのは、ドライバーあるいは別の職員がつく場合もありますが、実際に利用者につき添って用を済むまで付き、頂戴する料金になります。

(委員)

必ず、事前に付き添いが必要かどうかを確認しているということでしょうか。

(事業者)

はい。付き添いが必要かどうか、待機が必要かどうか確認して、その場合の料金を説明してから了承をいただいております。

(委員)

もう一点、「乗降介助料：300円」というのもありますが、こちらは乗降する際にだけ介助を行った場合の料金で、添乗料は乗降の際の介助を含めた付添いになるのでしょうか。それから、大型車使用等とありますが、「等」というのは大型車使用以外にもあるということでしょうか。

(事業者)

まず「乗降介助料」というのは、常に乗り降りをする際に安全確認の見守りも含めてお手伝いをさせていただく料金で、これはどなたでも利用する際にか

かる料金になります。「添乗料」は、こちらは大型車使用等となっていますが、例えばハイエースなどのクラスの車でリクライニングの車いすの方など、ドライバー1人だけでは安全に心配がある場合にもう1名付き添いをつける場合にいただいている料金になります。大型車等となっているのは、必ずしもハイエースなどの大型車でなくても、例えば軽自動車であっても、ドライバー以外に職員が1名つく場合もありますので等となっています。

(委員)

ということは「乗降介助料」と「添乗料」の両方がかかるということですか。

(事業者)

はいそうです。

(委員)

「添乗料」には「乗降介助料」も含まれていると考える利用者もいるのではないかと思うので、もう少し明確に記載した方がよいのではないのでしょうか。

(事業者)

検討させていただきます。ありがとうございます。

(議長)

他にご質問ございますか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち」の方には退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち 退室】

(議長)

それでは、「社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち」から提出された道路運送法第79条の6に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

先程指摘しました、「その他」に含まれていた2名に関しては、透析の方ということで身体障がい者にあたるとお思いますので、そこは人数整理していただき、承認していただければと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

他にご意見ございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち」から提出された道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について、お諮りします。

本案件については、審議の結果、人数整理条件を付して、これを承認することによってよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)

(議長)

賛成多数ですので、「社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち」から提出された道路交通法第 79 条の 6 に基づく更新申請について、これを条件付承認することに決しました。それでは、「社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち」の方を入室させて下さい。

【社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち 入室】

(議長)

審議の結果、条件付きということで承認されました。人数の整理と、料金表の記載方法を工夫していただき、引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

(委員)

人数の移動は必要だと思いますが、先ほど話題になっていた料金については、検討しますとおっしゃっていただいた。料金については運送に必要な対価であり、事業所の考え方で良いのではないかと思う。条件を付ける必要はないと思う。

(委員)

料金の明確化に対しては、先程「はい」と言っていたので、利用者にとってわかりやすい工夫はしてくれるということで良いですね。

(事業者)

はい

(議長)

それでは、安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

【社会福祉法人松友会 移送サービスみつばち 退室】

(議長)

次に同じく、二宮町に事業所を置く「特定非営利法人 たすけあいワーカーズ大空」の更新申請について、説明お願いいたします。

【二宮町より概要説明】

(議長)

ただいま、「特定非営利法人 たすけあいワーカーズ大空」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

運送の区域で確認したい。県西地区での旅客の方はこの一覧表から除かれていると思うが、二宮・大磯以外の旅客については中井町が管理されているという認識で良いでしょうか。

(事業者)

県西地区の事務局は松田町になっている。私たちの所在地はこちらになるので、県西地区の旅客の書類については、中井町を通して松田町に提出している形で協議会に諮っております。

(委員)

小田原の方はいらっしゃいますか。

(事業者)

小田原の方と中井町で登録者は9名いらっしゃいます。

(委員)

その方については、中井町を通して松田町に書類を提出しているのですか。

(事業者)

そのようにしています。

(議長)

他に質問はございませんか。

—— 質問なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利法人 たすけあいワーカーズ大空」の方には退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【特定非営利法人 たすけあいワーカーズ大空 退室】

(議長)

それでは、「特定非営利法人 たすけあいワーカーズ大空」から提出された道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「特定非営利法人 たすけあいワーカーズ大空」から提出された道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について、お諮りします。本案件については、審議の結果、これを承認するという事によろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成多数)

(議長)

賛成多数ですので、「特定非営利法人 たすけあいワーカーズ大空」から提出された道路交通法第 79 条の 6 に基づく更新申請について、これを承認するという事に決しました。それでは、「特定非営利法人 たすけあいワーカーズ大空」の方を入室させて下さい。

【特定非営利法人 たすけあいワーカーズ大空 入室】

(議長)

審議の結果、承認されました。引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

【特定非営利法人 たすけあいワーカーズ大空 退室】

(議長)

続きまして、議題 2 「道路運送法第 79 条の 8 及び道路運送法施行規則第 51 条の 15 に基づく運送の対価の変更について」協議いたします。「一般社団法人 桜花」を入室させて下さい。

【一般社団法人 桜花 入室】

それでは、平塚市に事業所を置く「一般社団法人 桜花」の運送対価の変更申請について、説明をお願いいたします。では平塚市の担当の方よろしくお願

いたします。

【平塚市職員より概要説明】

(議長)

只今、「一般社団法人 桜花」の申請内容について説明がありました。これよりご質問を受けたいと思います。ご質問はありませんか。

(委員)

皆さんご存じだと思いますが、2月1日からタクシーの料金に変更になります。今日出していただいた資料は変更予定日が令和2年4月1日からとある。申し訳ないが、料金表を出していただいても、旧タクシーの運賃料金表に比較して変更するという事なので、ここで承認をもらっても2月1日に運賃が変わるので、意味がないことになってしまいます。最後にタクシーの料金が2月1日から、変更になる旨伝えようと思っていましたが、運賃の変更の申請が先に出てしまいました。4月1日まで差し支えなければ、このまま事業を継続してもらい、2月1日に改めて料金表を出してもらうのが良いかと思います。2月1日からは実際1.2kmで500円。272mで100円ずつ上がります。迎車料金が定額となり一回300円になります。ここで変更の承認をもらっても4月1日からの適応になるので、意味がない議論になるのではないのでしょうか。

(委員)

2月1日以降に料金の変更があるため、一時的な話になってしまうのでしょうか。その後の変更に対応して仕切り直しをするのであれば、新しい形での料金設定をしていただく必要性が出てくるかもしれません。

(委員)

桜花さんの希望は4月1日から料金を変更したいとのことなので、そうすると何も適応しないで、新しい料金表になってしまうためいかなものかと思う。

(委員)

待機料の徴収云々は良いかと思うが、基本の運賃料金が変わるので、つまり元々の比較する料金が変わってしまうので、今ここで申請されるのはどうかと思う。

(委員)

私達も料金変更手続きをしようと思っています。2月1日からの変更料金表にあてはめたものを今持っています。今日現在は出せないなので、運輸支局に行

く時に、2月1日から変わった料金にあてはめたものを持っていこうと考えていたのですがそれではいけないか。

(委員)

ここでこのような表が出てきて、この料金を現時点で承認して良いものかどうか疑問です。ここで承認して出しても近日中に料金は変わってしまいます。料金表が変更になったら、変更手続上、提出しなければならないことになっています。

(委員)

料金変更届けについては、設定した30日以内に申請しなければならないことになっている。今回の料金の変更について、こうした協議会での承認が必要になるのではないかと思います。

(委員)

では、2月から変わった料金表も提出して、ここで承認していただいた方が良かったのでしょうか。

(委員)

そうなります。

(委員)

事務局に相談したが、「今は公示されていないので」と言われました。

(委員)

今は、すでに公示されているのでその後であれば、別段資料を添付していただければ問題ないかと思う。

(委員)

では、料金表を持ってくれば良かったのでしょうか。ここで新しい料金表に差し換えて承認してもらった方が良いのか。

(委員)

本日、参考までに、料金表を添付していただいても良かったのかと思います。

(委員)

大空さんも新しい料金表を持っているが、今日は2月1日ではないので、このタイミングで出すのはおかしいだろうと皆で相談したうえで新料金表を提出しなかった経緯があります。

(委員)

公示されているので、この段階であれば提出された料金を承認することで問題ないかと思う。公示された後の料金は確定として良いか。

(委員)

それで良いと思う。

(委員)

皆さん新料金表を持っていたが今回は出さなかった。もう一度書面で承認をもらうしかないのでしょうか。

(委員)

書面にするかどうかは事務局に相談することになるかと思う。

(委員)

もう一度集まるのが良いのか。しかし時間もない。

(委員)

前回の消費税増税の時はそのまま自動的だった。今回、承認したとして、また改めて承認作業が必要になるのでしょうか。

(委員)

変更届ということで必要になるかと思います。

(委員)

同じような状況を他の事業所も抱えているのではないかと思う。運輸局によっては、2月1日からの料金で変更をかけたところもあり、かなりばらついてはいるようです。

(委員)

変更予定日が4月1日になっているところが気になります。これが2月1日ならば、新しい料金表と比べてどうなのかということが精査できれば良いのではないかと思う。一旦承認して、改めて新しい料金表等について、全部まとめて承認する方が良いでしょうか。

(委員)

問題は一覧表のタクシーの部分を2月1日からのものに変えなければならないというところなのですか。本来は利用表の金額は必要なのですよ。

(委員)

もしかしたら、もう少し料金が高くなっても良いわけですよね。事業所によっては料金を上げている事業所もありますよね。

(委員)

でも今日は1月30日だから、新しい料金表を提出するのは変だよねということで相談した。

(委員)

料金表の提出の準備はしてあったのですね。明後日の話ですから。

(委員)

公示が出るのと更新ができる時期が早くて2月10日以降になる。更新の段階でそこが適応される。

(委員)

それが現実ですが、運輸支局に伺うときにどうすれば良いのでしょうか。差し換えたものを改めて委員の方に事前に書類を見ていただき、承諾を頂いた後に、運輸支局に持っていく方が良いのでしょうか。

(委員)

流れはそうなります。

(委員)

それで良いのですね。

(委員)

そうです。

(委員)

今日はどこを承認するのか。待機料金をつけることについて承認をすることになるのか。それはだめなのか。待機料金を加えたら600円がなくなる可能性はあるのか。運賃が変わった時に待機料金を加えたときに、600円が500円または700円になるという可能性はあるのか。

(委員)

それすらもまだわからない。新しいタクシー運賃料金がわからないから。

(委員)

皆さん知っていますよね。

(委員)

新しい料金表はすべて出ている。

(委員)

それでも待機料金の 600 円は付けるか付けないかという話を含めて承認を取れば良いかと思う。あとは運賃だけ並行してもう一度考えれば良いのではないかと思う。4月1日までに差し換えれば良い。それまでは現行の料金で行くと思うのでそれで良いのではないか。いずれにしても新しい料金表でも 600 円は必要だということでもいいですか。

(事業者)

そうです。待機料金の 600 円というは必要に応じて変更をお願いしたいということです。2月からのタクシー料金の初乗り料金変更については存じ上げているので、その時にまた変更をさせていただこうと考えていました。今ご指摘いただいているのは、一番右の(利用料金一覧表)部分の訂正ということで宜しいでしょうか。

(委員)

資料2を差し換えるのですよね。

(事業者)

今回お願いをさせていただきたいことは2点ありまして、1つは、待機料金の話と1kmごとのご利用料についてです。本日は1月30日なのでその時点での検討いただきたいことを申請させて頂いている。当然、2月1日から変わるので変わった時点で訂正をかけましょうということで平塚市とも話をさせて頂き、準備を進めています。

(委員)

桜花さんは新しい比較表を知っていて、この料金表を提出したのですか。

(事業者)

そうです。

(委員)

ではあれば、タクシー運賃が2月1日から変更になってもこの料金でやっていこうと考えているのでしょうか。

(事業者)

そうです。

(委員)

であれば、ここで承認をもらい、後は変更の用紙だけを提出する形にすれば良いのではないのでしょうか。

(委員)

2月1日からの新運賃のことを全部わかったうえで、新運賃を割り出したということで良いのでしょうか。

(事業者)

そうです。新聞等で公示されているのは存じ上げています。

(委員)

新運賃でも大方 1/2 くらいになるという認識で良いか。ここに書いてあるように、20 km-30 kmも走ることはないかと思います。

(事業者)

そうです。現実的に、10 km-20 kmなどの長距離を利用することはほぼない。地元の方の利用が非常に多いためです。

(委員)

ではそれで結構です。

(議長)

他に質問はございませんか。

—— 質問なし ——

(議長)

それでは、「一般社団法人 桜花」の方には退席をお願いしまして、これより採決に向けた話し合いを持ちたいと思います。

【一般社団法人 桜花 退室】

(議長)

それでは、「一般社団法人 桜花」から提出された道路運送法第79条の8に基づく更新申請について、委員の皆さんからの意見を求めます。どなたかございませんか。

(委員)

2月1日から運賃料金が上がるので、気を付けていただきたいのは、1.2 kmで500円なので、2 km未満で料金を取っているところは、半額以下にならない

可能性もあるので、気を付けてスタートの運賃設定を見て頂きたい。1 kmいくらかという料金設定の所が沢山ある。タクシー料金が 1.2 kmになってしまうので、それを割った 250 円位でないと概ね半額ということに当てはまらないので、気を付けて料金設定をしていただければ良いかと思います。

(議長)

他にございませんか

—— 発言なし ——

(議長)

それでは、「一般社団法人 桜花」から提出された道路運送法第 79 条の 8 及び道路運送施行規則第 51 条 15 に基づく運送の対価についてお諮りします。

本案件については、審議の結果、これを承認するという事によろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)

(議長)

賛成多数ですので、「一般社団法人 桜花」から提出された道路運送法第 79 条の 8 及び道路運送施行規則第 51 条 15 に基づく運送の対価について、これを承認するという事に決しました。それでは、「一般社団法人 桜花」の方を入室させて下さい。

【一般社団法人 桜花 入室】

(議長)

審議の結果、承認されました。引き続き安全管理に努めていただきますようお願いいたします。

【一般社団法人 桜花 退室】

(議長)

最後に、議題 4 のその他ですが、皆様の方から福祉有償運送について何かありますか。

(神奈川県)

研修のご案内をさせていただきます。令和元年度福祉有償運送制度に関する研修会及び意見交換会を 2 月 19 日 (水) 13 時 30 分より二宮町町民センター 3 A クラブ室で開催いたしますので、みなさんご参加の程よろしく願います。

(委員)

先ほど話になりました、その他の備考の所に記入する内容についてどうするかを確認したい。絶対ではないということではあるが、必ず記載するということが良いでしょうか。

(委員)

行政の機関の方もいらっしゃるので、審査の段階できちんと審査をしていただくことを共通理解いただければ良いかと思う。この会議に4年ほど出ているが、会議の中で書類の作り方等で共通認識をしていけば、ここで議論にならないような事項も多々あったと思う。是非、議事録等で精査していただき、審査のマニュアルのような形でまとめて引き継いでいただければ、一度ここで話をした議論が生きていくと思う。同じことを何度も繰り返されなくて済むと思うので是非お願いしたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。他にご意見はありますか。ないようですので、事務局にお渡しします。

(事務局)

1点確認ですが先ほどの一般社団法人 桜花のところで、料金表の関係ですが、書面で皆さんに一度提示した方が良いのではないかという話も出たかと思いますが、それはどのようにしたらよいでしょうか。出来上がった料金表の内容を、書面で皆さんにお諮りした方がよいでしょうか。

(委員)

更新した事業所は全員が事務局に新料金表を提出して、委員全員に見てもらってOKが出たところで運輸局に申請するということになります。

(事務局)

わかりました。ありがとうございます。

(事務局)

他に事務局より連絡事項がございます。承認を受けた事業所につきましては、変更点を書面にて皆様方にお諮りした後に、整った協議書を交付するという形になります。それから、今回の会議録を添えまして、協議結果等につきましても改めて文書をお送りしたいと思います。先程ご意見をいただきましたように、事務局として行政の方でも打ち合わせ等も行っておりますので、4月以降、平塚市さんに引継いだ後、また行政の方で集まりまして、書類等の所も共有した形で準備をして参りたいと思います。今日はご意見等色々頂きましてありがとうございました。長時間に渡る協議ということで非常にあ

りがとうございます。会長宜しくお願い致します。

(議長)

長時間に渡り、運営委員会の活発な議事進行にご協力をいただきまして改めて御礼申し上げます。

(事務局)

傍聴者の方は途中で退席されましたので、ご了承頂ければと思います。それでは最後に中山副会長より閉会のご挨拶を頂きたいと思います。

(副会長)

只今、ご紹介を頂きました平塚民児協の中山でございます。本日は構成委員の皆様方には、一点一点、慎重審議をして頂きまして誠にありがとうございました。私事になりますが、私は平塚市の西部の方に住んでおりまして、ご存じのように、少子高齢化につきまして、地域の方と話をしているとよくこれから交通機関をどうするだという話が良く出て参ります。そういう意味で、今日の会議は興味深く拝聴して勉強させて頂いたわけでございます。色々これからもこのような会を通じて、さらに自分自身も研鑽したいと考えております。また本日の会議の設営にあたりましては、二宮町の皆様には大変お世話になりましたことをこの席をお借りしまして、御礼申し上げます。ありがとうございました。以上を持ちまして、湘南西部地区福祉有償運送協議会の会議を閉会させていただきたいと思います。皆さん長時間に渡りありがとうございました。